

伊豆高原十字の園デイサービスやまびこ運営規程

（目 的）

第1条 社会福祉法人十字の園が開設する伊豆高原十字の園デイサービスやまびこ（通所型サービスA）（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護（指定介護予防通所介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供すること目的とする。

（運営の方針）

第2条 従業者は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。

2 通所型サービスを実施するにあたり、必要に応じて、利用者の心身の状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し、個別計画の実施状況の把握およびその結果を地域包括支援センター（又は指定通所介護予防支援事業者）へ報告するものとする。

3 通所型サービスの実施にあたっては、利用者の心身の機能、環境状況等を把握し、地域包括支援センター（又は指定通所介護予防支援事業者）、医療機関及び伊東市などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者本人ができることは利用者本人が行うことを基本とした総合的なサービス提供に努めるものとする。

4 前項のほか、「伊東市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱」およびその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 伊豆高原十字の園デイサービスやまびこ
- (2) 所在地 伊東市八幡野1028番地の4

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護の提供に当たるものとする。

(2) 従事者 2名以上

従事者は、ミニデイサービス、運動、レクリエーション等を利用者に提供し、または必要な支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 毎週水曜日 とする。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）・お盆（8月13日から8月15日）を除く。祝祭日は休業とし振替日を設ける。

(2) 営業時間 1単位当たりのサービス提供時間は、13時30分から15時00分までとする。

事業所の開所時間は、8時30分から17時30分までとする。

延長等を行わないこととする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日15名とする。

(事業の内容、利用料等)

第7条 通所型サービスの内容は、機能訓練、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話および送迎、その他の援助とし、通所型サービスの提供にあたっては次の点に留意するものとする。

(1) 通所型サービスの提供にあたっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うために、必要に応じて、個別計画を作成する。

(2) 通所型サービスの提供にあたっては、利用者とのコミュニケーションを図り、又はその方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけるものとする。

(3) 事業者は、自ら提供する通所型サービスの質の評価を行い、地域包括支援センター（又は指定通所介護予防支援事業者）、医療機関及び伊東市などと連携し、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。

(4) 事業者は、通所型サービスの提供にあたって、介護技術の進歩に合わせた適切な介護予防が行われるよう配慮するものとする。

1 その他の援助

- ・レクリエーション
- ・グループワーク
- ・行事的活動
- ・体操
- ・機能訓練

（利用料その他費用の額）

第8条 利用料は伊東市が定める額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 日常生活において通常必要となる費用であり、利用者が負担することが適当であるのにかかる費用及び行事やおやつ・レクリエーション等、利用者の希望により参加する場合の費用は、実費を徴収する。
- 3 正当な理由がなく事業で提供するサービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。
- 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用料又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 前項の利用者等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、伊東市内とする。

（利用にあたっての留意事項）

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守するものとする。

- （1）事業者によるサービス等重要事項文書の説明を受けたときは、その内容をよく確認し、それらに同意するか否かを伝えること。
- （2）利用者に応じた通所介護計画がされているか確認すること。
- （3）事業者からの利用料その他の費用の説明をよく確認し、支払うこと。
- （4）サービス利用の際には、介護保険被保険者証および介護保険負担割合証を提示する。
- （5）事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により、破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。
- （6）他の利用者の迷惑になる行為は行わない。
- （7）金銭等の管理は各自で行う。
- （8）事業所で宗教活動および政治活動は行わない。

（衛生管理）

第11条 事業者は、利用者の使用する施設、設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延を防止するために、必要な措置を講ずるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第12条 従業者は、通所型デイサービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者および利用者の家族等に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第13条 事業所は非常災害に対して、利用者の生命、身体の安全及び保護を図るための対策を期さなければならない。

- | | |
|------------|--|
| (1) 防災委員会 | 防災管理を徹底するため。同一建物内の特別養護老人ホームと共に防災委員会を構成し、事業所の従業者1名が委員として参加する。 |
| (2) 委員会の任務 | 施設及び防災設備の維持管理に関すること。
利用者及び職員に対する防災教育及び防災訓練に関すること。
利用者の非難誘導に関すること。
災害時における家族、関連機関との連絡方法に関すること。 |
| (3) 防災訓練 | 災害時における利用者及び職員の生命、身体の安全及び保護並びに被害の軽減を図るため、防災訓練を行うものとする。 |

（事故発生時の対応）

第14条 事業者は、通所型サービスの提供により、事故が発生した場合は、利用者の家族、地域包括支援センター（又は指定介護予防支援事業者）および伊東市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録するものとする。

3 利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理等）

第15条 事業者は、提供した通所型サービスに対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、介護保険法の規定により伊東市および静岡県国民健康保険団体連合会（以

下「伊東市等」という。)が行う調査に協力するとともに、伊東市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

- 4 事業者は、伊東市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

- 2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（人権擁護および虐待防止）

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

（記録の整備）

第18条 事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 個別計画（作成が必要な場合）
- (2) 提供したサービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する伊東市への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況および事故に対する処置状況の記録

- 2 事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

- (1) 事業者は、利用者に対して適切な介護予防通所介護ができるよう、通所介護従業者の勤務態勢を定めておかなければならない。
- (2) 事業者は、介護予防通所介護の提供に際しては、定員を超えて行わないこと。
- (3) 事業者は、衛生的な管理に努め、また感染症の予防のため必要な措置を講ずる。

- (4) 事業所の見やすい場所に、運営、職員、サービスに関する重要事項を掲示する。
- (5) 介護予防通所介護従事者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならず、介護予防通所介護従事者でなくなった後においても同様とする。また、サービス担当者会議等において、個人情報を用いる場合はあらかじめ同意を得ておくものとする。
- (6) 事業者は、提供した指定介護予防通所介護に関する利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、窓口を置く等の措置を講ずる。
- (7) 事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- (8) 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防通所介護の事業と、その他の事業の会計を区分しなければならない。
- (9) 事業者は、施設及び設備構造、従業者並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。また、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する諸記録を整備しその完結の日から2年間保存しなければならない。
- (10) 事業者は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設ける。

採用時研修	採用後1か月以内
継続研修	年4回
- (11) 事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (12) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人十字の園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規定は、令和3年6月1日から施行する。

この規定は、2022年4月1日から改訂施行する。